

# 会計年度任用職員を募集します (健康推進部 介護長寿課)

職種	介護保険レセプト点検員	
業務内容	介護保険レセプト点検業務及び介護サービス事業所に対する指導補助等 介護保険サービス、介護給付適正化に関する業務(窓口・電話対応業務・その他所属長が指示する業務)	
応募資格	介護事務管理士または経験者優遇。介護支援専門員・医療事務 パソコン操作(ワード・エクセル等)ができること	
任用期間	1会計年度以内(3箇月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週5日(月曜日から金曜日)	
勤務時間	週30時間	
勤務場所	宜野湾市役所(介護長寿課)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年6日)、子の看護休暇(最大年5日)、夏季休暇(最大3日)、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	1,521円～1,555円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払(※期末手当:6月10日及び12月10日支払)	
諸手当	期末手当	年4.65月分(6月と12月に支給) ※任用期間等により対象とならない場合があります。 ※本市での経験期間及び任用期間により、支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ・報酬の月額が8.8万円以上であること ・学生でないこと ・2カ月を超える任用があること ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上・31日以上継続して雇用される見込みのもの※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。	
労災保険	あり	
必要書類	・宜野湾市会計年度任用職員申込書・資格を証明する書類の写し	
備考	本事業予算は3月議会の承認を経て決定されるため、採用内示についてはあくまで内定として取り扱うことをご了承ください。	
問合せ先	098-893-4411(内線4151)担当:伊佐	